



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成30年10月19日金曜日 第302号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則..... (市町振興課) 1
愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (長寿介護課) 2

訓 令

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令..... (市町振興課) 3

人事委員会規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) 3

規 則

○愛媛県規則第48号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の規則で定める事務並びに同条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
第2条 省略	第2条 省略
第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、 <u>私立の中学校等（条例第2条第2項に規定する中学校等をいう。）の生徒の保護者等に対する教育に係る経済的負担の軽減を図るための補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u>	第3条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。	(1)～(6) 省略
(1)～(6) 省略	(7) 省略
(7) <u>生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u>	(8) 省略
(8) 省略	(9) 省略
(9) 省略	第4条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。
第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。	(1)～(6) 省略
(1)～(6) 省略	第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎等の検査のため必要な医療費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。	

第7条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

第11条 省略

第6条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、高卒認定試験給付金（同項に規定する高卒認定試験給付金をいう。以下同じ。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第10条 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第49号

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第9号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができるものとし、<u>同条第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>5 条例第13条第1項第5号又は同条第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、<u>同条第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号）第237条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）</u>、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（<u>愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第63号）第225条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）</u>）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。</p> <p>6 省略</p>	<p>（職員の配置の基準）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 条例第13条第1項第3号イ又は同条第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる _____。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 条例第13条第1項第5号又は同条第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし _____、サテライト型養護老人ホームの <u>同条第1項第5号の看護職員については、この限りでない</u> _____。</p> <p>6 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

○愛媛県訓令第26号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(116) 省略</p> <p><u>(116)の2 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づく愛媛県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費の支出に関すること。</u></p> <p>(117) 省略</p> <p>3～6 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(116) 省略</p> <p>(117) 省略</p> <p>3～6 省略</p>

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1207

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 条例第10条第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ<u>1年</u>を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿 （表） 省略 （裏）</p>	<p>（支給単位期間）</p> <p>第15条 条例第10条第5項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ<u>6箇月</u>を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿 （表） 省略 （裏）</p>

省略

注 1～3 省略

4 「乗車券等の種類」欄には、定期券（1年）、定期券（6箇月）、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入すること。

5 「乗車券等の額」欄には、定期券_____の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。

6・7 省略

省略

注 1～3 省略

4 「乗車券等の種類」欄には_____、定期券（6箇月）、11枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入すること。

5 「乗車券等の額」欄には、定期券（6箇月）の価額、11枚つづり回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入すること。

6・7 省略

附 則

- 1 この規則は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後に開始する支給単位期間（職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した支給単位期間については、なお従前の例による。